



室谷総合法律事務所 〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号 四ツ橋ビルディング602号
TEL : 06-6535-7340 FAX : 06-6535-7341 <https://murotani-law.jp>

謹んで新年のお慶びを申し上げます

鹿児島県奄美大島にて撮影：弁護士 堀ノ内 佳奈

あけましておめでとうございます。昨年1月に堀ノ内佳奈弁護士を迎え、昨年11月末日に約5年間に在籍しました鯨島千遥弁護士が結婚を機に退所となりました。そして、本年早々に即戦力として期待される柳知幸弁護士を迎え、弁護士3名、事務員2名態勢となっております。メンバーの変化はありましたが、今後も、クライアントの皆様のために闘うという意識、クライアントの皆様を支えられているという意識を所員全員がしっかりと持って対応させていただきます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス禍による社会経済の変容という事態に世界は直面し、「人と会うことがリスク」という事実の前に、様々な価値観の転換が迫られています。他方、人は人の支えなしに生きてはいけないという大前提を見失ってはならず、人類は、変わりゆくものと変えてはいけないもののバランスが試されているように思います。

15世紀に能楽を完成させた世阿弥はその著書「風姿花伝」の中で、「型より入りて型より出づる」ということを強調しているように思われます。まず、何事も「型」を覚えるところから始まり、「何故、このような作法・考え方をとるのか」を考えて「型」の意義を理解し体得するレベルまで高めることに専念する。そして、その本質を理解する域に達すれば、「型にない」想定外の状況が起こっても自然と対応できるようになるということだと思えます。私たち弁護士にもこのことはあてはまると思えます。法律、裁判例等の法領域の「型」を覚え、その意義を体得することが求められます。しかしながら、そのような法領域の「型」を体得した後は、「型」に拘らずに、クライアントの皆様や社会が求める解にたどり着くべく試行錯誤をしていくことが重要だと思っております。

本年は、昨年に引き続き、新型コロナウイルス禍による価値観転換が求められている社会経済状況にあります。弊所も「型」を徹底的に追求することと「型」に拘らないこととのバランスをしっかりとっていく所存です。

代表弁護士 室谷 光一郎

特集

01

同一労働同一賃金を巡る最新最高裁判決について

正社員と非正規労働者との労働条件の相違（同一労働同一賃金問題）に関する最高裁判決が、昨年10月13日に2件（大阪医科薬科大学事件判決、メトロコマース事件判決）、同年10月15日に3件（日本郵便事件判決）出しました。2018年6月1日に出された最高裁判決（ハマキョウレックス事件判決、長澤運輸事件判決）を含めると、これまで労働条件の相違を巡る問題に関して7件の最高裁判決が出たことになります。

上記判決により、正社員と非正規労働者との労働条件の相違が、労働契約法20条（現在では短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条に統合）で禁止される「不合理」なものであるか否かの判断は、両者の賃金の総額を比較するだけでなく、個々の労働条件の性質や目的等の諸事情を勘案し、非正規労働者にも当該個々の労働条件を設けた趣旨が妥当するか否か、という観点からなされることが明らかになりました。さらに、上記判決における不合理性の判断要素として非正規労働者にも「継続的な勤務」が見込まれていたか否かや問題となる労働条件が「将来の労働意欲の向上等」の趣旨を有していたか否かといった事情が考慮されています。このことは、企業として長期的な労働力確保を求める観点から労働条件の相違を設けることに一定の理解を示すものとも考えられ、日本型賃金体系に対する司法の理解は一定程度維持されているのではないかと考えられます。

しかし、上記判決は個々の労働条件及び対象となる正社員と非正規労働者の業務等の状況を具体的に判断して労働条件の相違の不合理性を判断しており、上記判決の対象となった労働条件に関して一律に合理性を有するか否かを判断するものではありません。上記判決では合理性を有するとされた賞与や退職金についても、不合理となる場合もあり得る旨明白に述べています。メトロコマース事件において、多数意見と同じ判断枠組みとした上で具体的事情を当てはめると退職金支給にかかる相違は不合理であるとの反対意見もあるように、最高裁でもその評価が一致していない難しい問題であるといえます。そのため、使用者である企業にとっては、前記判決について、労働条件の相違が不合理であるか否かの判断における枠組みや考慮事情についての指針であると認識し、自社の労働条件の相違については最高裁が示した指針を参考にして具体的事情から判断する必要があります。弊所では、同一労働同一賃金問題に関し、前記判決の検討を重ね、より一層取り組んでまいります。

※不合理と判断されたもの×、不合理でないと判断されたもの○

1	レックス事件	×	×	×	×	×	○
2	長澤運輸事件	能率給職務給	精勤手当	住宅手当家族手当	役付手当	超勤手当	賞与
		○	×	○	○	×	○
3	大阪医科薬科大学事件	賞与			私傷病欠勤中の賃金保障		
		○			○		
4	メトロ コマース事件	退職金					
		○					
5	日本郵便事件	夏期冬期休暇	年末年始勤務手当	有給の病気休暇	年始期間の祝日給	扶養手当	
		×	×	×	×	×	

「その後」は面白い！

弁護士 室谷 光一郎

初心に戻って

弁護士 柳 知幸

私は「その後」が大好きです。15代将軍足利義昭が織田信長から追放されて室町幕府は崩壊と教科書には書いていますが、足利義昭が「その後」にどのような人生をたどったのかを知っている人は少ないと思います。「その後」の人生を見ていくと、上昇時だけではなく人間の根性や人生観が見えてくるので、これはなかなか面白いです！諦めてしまう人、諦めずに闘う人、したたかに生きる人、様々な人生模様があります。どっつい、人は生きている！と感じさせられます。人は挫折したときから真骨頂と感じさせられます。ちなみに、足利義昭は反織田信長を鮮明にして流浪していましたが、最後は豊田秀吉の庇護下で小大名としての復権を果たしておりました。

本年1月から室谷総合法律事務所に入所することになりました。弁護士登録して8年目に突入します。代表の室谷弁護士は前事務所の兄弁にあたり、その縁で再び一緒に執務できることとなりました。

前事務所では一般民事事件・顧問業務を中心に様々な経験をしてきました。また、1年目から東京電力福島第1原発事故の避難者らの代理人として弁護団活動も継続しております。

これまでも大切にしてきた「感謝、謙虚、努力」の姿勢で、クライアントの皆様のご期待にお応えできるよう、日々精進する所存です。未熟者ではございますが、ご指導ご鞭撻賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

ビストロほりのうちを開店

弁護士 堀ノ内 佳奈

事務局だより

法律事務の仕事に就いて20余年になりました。ドラマで見るような弁護士と一緒に探偵さながらの調査をしたりすることはありませんが、多岐に渡る弁護士の仕事を手伝うことは日々勉強であり、甚だささやかではありますが、依頼者の皆様の役に立てていると思え、とてもやりがいを感じています。今年もよろしくお願いいたします。

事務局国見

健康第一!!昨年の秋頃に脚を怪我してしまい人生初の入院・リハビリ生活となりました。脚が不自由だと何かと不便事が多く大変でした。普通に歩ける事のありがたさを実感しつつ、筋肉の偉大さに驚きました。今年は無理せずにストレッチ運動を取り入れた健康的な生活を第一に心がけたいと思っております。

事務局中村

室谷総合法律事務所法律セミナーの開催について

昨年初めの弊所ニュースレターで、弊所初の主催セミナー開催をお知らせさせていただきました。嬉しいことに当初想定していた以上の参加の申し込みをいただきました。

ところが、世界規模の新型コロナウイルス感染症の流行により、感染拡大防止の観点からやむなく開催を延期させていただきました。

一方で、弊所代表弁護士室谷は、昨年も緊急事態宣言が明けた頃から多くの講演、研修、セミナーの講師依頼をいただき、お招きいただいた各団体で、できる限りの感染対策を行っていただいた中で講師を務めさせていただきました。その際にコロナ禍にあっても直接、皆様にお話しできる機会を持つことは大切だと改めて感じました。

今年は、状況を見ながらではありますが、春以降にでも昨年延期させていただいた弊所主催セミナーの開催をオンラインセミナーも含め考えております。昨年中止した「民法改正」以外にも昨年中に出された裁判例等から中小企業経営者様をはじめ、皆様にお伝えしたいことがたくさんあります。また、同一労働同一賃金関係、メディア関係情報、企業法務に関する最新情報を盛り込んだセミナー等を開催していきたいと思っております。開催が決まりましたら、ホームページやメールニュースレターにて随時報告させていただきますので、ぜひ、弊所から発信する情報をご覧いただきたく存じます。

開催にむけて、感染症対策を考えて皆様に安心してご参加いただけるよう努めたいと考えております。

私事ですが、令和2年11月をもって室谷総合法律事務所を退所し、名古屋の事務所に移籍致しました。約5年間、多くのお客様から温かく接していただき、感謝の気持ちでいっぱい입니다。今後とも弁護士業務に励んでいきたいと存じますので、室谷総合法律事務所とともども、変らぬご支援をよろしくお願いいたします（弁護士 鯨島 千遥）。

室谷総合法律事務所

代表弁護士 室谷 光一郎

弁護士 柳 知幸 弁護士 堀ノ内 佳奈

〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号

四ツ橋ビルディング602号

TEL : 06-6535-7340

FAX : 06-6535-7341

<https://murotani-law.jp>

地下鉄四ツ橋線四ツ橋駅2番出口直結。

月曜日～金曜日 相談要予約

